

「みやぎ環境税」の延長について 御意見を募集します（パブリックコメント）

県では、地球温暖化対策など喫緊の環境問題に対応するため、個人及び法人の県民税均等割の超過課税である「みやぎ環境税」を平成23年4月から導入し、様々な施策を展開してきましたが、依然として各分野において多くの課題が存在していることから、課税期間を令和8年3月末から令和13年3月末まで延長し、今後も取組を継続する必要があると考えております。

つきましては、「みやぎ環境税」の課税期間の延長について、県民の皆様の御意見を募集します。

1 公表の内容

「みやぎ環境税」の今後の在り方について

2 公表する関係資料

- (1) 「みやぎ環境税」の活用実績と今後の在り方【概要版】
- (2) 「みやぎ環境税」の活用実績と今後の在り方

3 関係資料の公表場所

- (1) ホームページ (<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/kankyousei-public-comment.html>)
- (2) 県庁環境生活部環境政策課（13階北側）及び県政情報センター（地下1階）
- (3) 各地方振興事務所（地域事務所）県政情報コーナー（仙台地方振興事務所を除く。）

4 御意見の募集期間

令和7年9月1日（月）から令和7年9月30日（火）まで
なお、郵便については当日消印有効です。

5 御意見の提出方法

下記のいずれかの方法でご提出ください。なお、電話による提出はできません。

【WEB】 <https://logoform.jp/form/GQGB/1183246>（みやぎ電子申請サービス）

【メール】 kankyoe@pref.miyagi.lg.jp

【FAX】 022-211-2669

【郵便】 〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1

宮城県環境生活部環境政策課みやぎゼロカーボン推進班

※ 御意見の提出様式は任意ですが、いずれの方法の場合でも、住所、氏名（団体・企業の場合は、名称及び代表者の氏名）、連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を必ず記載してください。

※ 御意見の提出は日本語に限ります。

6 今後の予定

県民の皆様から頂いた御意見とそれに対する宮城県の考え方につきましては、令和7年11月頃に、上記「3 関係資料の公表場所」と同じ場所で公表する予定です。

頂いた御意見に対する県の考え方について、個別に回答することはありません。